

予防接種事業

予防接種は、これまで天然痘の根絶をはじめ、ポリオの流行等多くの疾病の流行の防止に成果をあげ、感染症による患者の発生や死者の大幅な減少をもたらし、公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてきました。国民全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として一定の接種率を確保することが重要なため、「芦屋の予防接種について」を生後1か月半頃に案内を個別送付し、周知を徹底しています。接種率は厚生労働省が用いている接種率の算定方法を利用して計算しています。

(1) 急性灰白髄炎(ポリオ)

対 象 生後3～90か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I 期初回：20日から56日までの間隔を以て3回，I 期追加：I 期初回3回目から6か月以上の間隔を以て1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	対象者	I 期初回				I 期追加	合計
		1回目	2回目	3回目	接種率(%)		
29	673	1	2	5	0.7	17	25
28	700	1	5	13	1.9	49	68
27	737	1	8	22	3.0	77	108

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(2) 結核(BCG)

対 象 生後3～12か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 1回

周知方法 告示，広報あしや，4か月児健康診査・10か月児健康診査案内送付時に勧奨，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
29	651	490	75.3
28	692	681	98.4
27	695	727	104.6

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(3) ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎(DPT-I PV)

対 象 生後3～90か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I 期初回：20日以上の間隔を以て3回，I 期追加：I 期初回3回目から6か月以上の間隔を以て1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	対象者	I 期初回				I 期追加	合計
		1回目	2回目	3回目	接種率(%)		
29	665	489	494	482	72.2	482	1,947
28	697	691	689	700	100.4	735	2,815
27	722	698	715	715	99.0	785	2,913

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(4) 麻しん・風しん(MR)

対 象 I期：生後12～24か月に至るまでの間にある者，II期：5歳以上7歳未満の者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I期：生後12か月から24か月に至るまでの間に1回，II期：小学校就学の1年前から小学校就学の前日(3月31日)までに1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP，II期対象者に各園所等を通じて通知，II期末接種者へ個別通知

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	時期	対象者	接種者	接種率(%)
29	I期	705	496	70.4
	II期	830	587	70.7
28	I期	711	724	101.8
	II期	876	785	89.6
27	I期	801	720	89.9
	II期	871	777	89.2

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(6) 喉頭蓋炎・肺炎・菌血症・細菌性髄膜炎(H i b)

対 象 生後2～60か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I期初回：27日以上の間隔をおいて3回，I期追加：I期初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	I 期初回			I 期追加	合計
	1回目	2回目	3回目		
29	495	489	483	523	1,990
28	669	690	678	743	2,780
27	688	701	704	742	2,835

(7) 小児肺炎球菌

対 象 生後2～60か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I期初回：27日以上の間隔をおいて3回，I期追加：I期初回3回目の接種終了後60日以上の間隔をおいて1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	I 期初回			I 期追加	合計
	1回目	2回目	3回目		
29	497	491	483	526	1,997
28	675	692	681	728	2,776
27	684	708	705	745	2,842

(8) 小児B型肝炎

予防接種法の改正により平成28年10月から新たに追加されました。

対 象 平成28年4月1日以降に生まれた，生後12か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 初回：1回，2回目：初回から27日以上の間隔をおいて1回，3回目：初回から139日以上の間隔をおいて1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	時期	接種者
29	1回目	488
	2回目	490
	3回目	552
28	1回目	512
	2回目	451
	3回目	193

(9) 水痘

予防接種法の改正により平成26年10月から新たに追加されました。

対 象 生後12～36か月に至るまでの間にある者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 初回：生後12か月から生後15か月に至るまでの間に1回，追加：1回目の接種終了後6か月から12か月に至るまでの間に1回

周知方法 告示，広報あしや，市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	時期	接種者
29	初回	499
	追加	519
28	初回	721
	追加	663
27	初回	757
	追加	825

※平成26年度に限り生後36か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間にある者までも対象

(10) 日本脳炎

対 象 I期：生後6～90か月に至るまでの間にある者，II期：9歳以上13歳未満の者

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 I期初回：6日以上の間隔をあけて2回，I期追加：初回2回目の接種終了後6か月以上の間隔をあけて1回，II期：1回

周知方法 告示，広報あしや，各学校園等を通じて通知，市HP，個別通知

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	I期初回		I期追加	II期	合計
	1回目	2回目			
29	625	653	646	654	2,578
28	859	861	836	846	3,402
27	894	890	950	682	3,416

(11) ジフテリア・破傷風(DT)

対 象 満11歳以上13歳未満

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 11歳以上13歳未満の間に1回

周知方法 告示、広報あしや、各学校等を通じて通知、市HP、個別通知

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
29	920	460	50.0
28	902	729	80.8
27	891	563	63.2

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(1 2) 就学前の予防接種確認

就学前健診日に教育委員会と連携して、就学前に実施すべき予防接種が実施されているかを確認し、未接種の予防接種について接種を勧奨しています。

実施場所 市内8小学校

事業開始 平成16年度

単位：人

実施日	学校名	対象者	受診者	接種済	未接種			
					MR II期	DPT	ポリオ	日本脳炎
平成29年10月24日	朝日ヶ丘小	58	61	33	20	0	5	9
平成29年10月30日	精道小	100	85	50	25	0	3	16
平成29年10月30日	宮川小	94	90	57	22	2	1	17
平成29年10月30日	打出浜小	79	77	49	22	2	0	21
平成29年11月1日	岩園小	144	137	72	50	2	6	28
平成29年11月7日	山手小	102	104	53	35	1	3	15
平成29年11月7日	潮見小	100	97	53	29	0	0	26
平成29年11月9日	浜風小	42	53	28	22	1	5	19
合 計		719	704	395	225	8	23	151
接種率(%)				56.1	32.0	1.1	3.3	21.4

(1 3) 子宮頸がん(HPV)

対 象 小学校6年生から16歳となる日の属する年度(高校1年生)までの間にある女性

実施時期 通年

委託協力 芦屋市医師会

接種方法 1回目：1回

2回目：初回接種1回目から1か月以上の間隔をおいて1回

3回目：1回目の注射から5か月以上かつ2回目の注射から2カ月半以上の間隔をあけて1回

周知方法 告示、広報あしや、市HP

根 拠 予防接種法

単位：人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
29	2,169	17	0.8
28	2,153	30	1.4
27	2,158	4	0.2

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(1 4) 高齢者インフルエンザ

対 象 65歳以上の者又は60歳以上65歳未満で身体障害者手帳内部障害1級所持者

接種期間 平成27年10月15日～平成28年1月31日

委託協力 芦屋市医師会

接種回数 1回
 費用 1,500円
 周知方法 告示, 広報あしや, 市HP
 根拠 予防接種法

単位:人

年度	10月	11月	12月	1月	対象者	接種者	接種率(%)
29	1,818	6,258	2,493		26,934	10,569	39.2
28	1,373	7,474	2,104	229	26,584	11,180	42.1
27	2,474	5,726	2,032	400	26,036	10,632	40.8

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(15) 高齢者肺炎球菌

予防接種法の改正により平成26年10月から新たに追加されました。

対象 65歳の者, 60歳以上65歳未満で身体障害者手帳内部障害1級所持者

※特例として平成30年度までは、各年度の4月1日から3月31日までの間に65歳, 70歳, 75歳, 80歳, 85歳, 90歳, 95歳, 100歳となる者

委託協力 芦屋市医師会

接種方法 1回

接種費用 4,000円

周知方法 告示, 個別通知, 市HP

根拠 予防接種法

単位:人

年度	対象者	接種者	接種率(%)
29	6,169	1,915	31.0
28	5,540	2,321	41.9
27	5,505	2,038	37.0

※平成26年度に限り101歳以上の者も対象

※接種率は、厚生労働省が用いている算定方法で計算しています。

(16) 兵庫県における定期予防接種の広域的実施事業

接種対象者が兵庫県内において広域的に予防接種をうけることができる体制を整備することにより、接種機会の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進しています。

事業開始 平成24年4月

単位:人

種類 年齢	Hib	小児 肺炎球菌	四種 混合	B型 肝炎	BCG	MR	水痘	日本 脳炎	高齢者 インフル	高齢者 肺炎球菌
0~1歳未満	14	14	16	11	2	0	-	0		
1~3歳未満	4	3	1	0	-	3	4	0		
3~6歳未満	0	0	0	0	-	3	-	7		
6歳以上	-	-	0	0	-	1	-	6		
60歳以上									269	13
合計	18	17	17	11	2	7	4	13	269	13

(17) 風しん予防接種費用助成事業

助成対象 芦屋市に住民票のある方で、風しんにかかったことがなく、妊娠を予定または希望する20歳以上の女性、もしくは、風しんにかかったことがなく、風しん麻しん混合ワクチン又は風しんワクチンの予防接種を受けたことがない、妊婦の同居家族

助成期間 平成29年4月から平成30年3月まで

助成額 麻しん風しん混合ワクチン2,500円、風しんワクチン1,500円(1人1回限り)

助成人数 88人

(18) 予防接種費用償還払

やむを得ない事情により兵庫県外での予防接種希望者に対して、平成27年度より兵庫県外の市町村と予防接種に関する委託契約を締結している医療機関等において予防接種を受けた際の費用を償還します。

単位:人

年度	H i b	小 児 肺炎球菌	四種混合	B C G	M R	水 痘	日本脳炎	高 齢 者 インフル	高 齢 者 肺炎球菌	B型 肝炎
29	11	11	5	1	2	2	0	15	4	7
28	32	32	26	3	3	4	5	18	2	
27	20	20	15	1	1	1	0	16	2	